

さいたま市教組新聞

No.222
2016.2.12
発行者：さいたま市教職員組合

さいたま市教組は、政令市への事務・権限移譲にかかわる対策にとりくんでいます。

1、これまでのとりくみ

これまで教職員課企画室からの情報提供をもらい、自治労連市職員組合との話し合いをもちながら、12月11日（金）「政令市への事務権限移譲後の勤務時間・休暇・給与・旅費等」についての要望書を提出しました。

2、これまでに確認したこと

- ・教育水準は下げない。
- ・共済組合は現行通り（県の教職員共済）。
- ・賃金や労働条件は市職員とのすりあわせを現在行っている。
- ・話し合いの内容については、定期的に組合に情報提供し意見も聞く。

3、これからとりくみと課題

問題点を要求書にまとめ、交渉を行っていきます。

※組合への要望をお寄せください。

●勤務時間・休暇等について

No.	項目	さいたま市（市職員）	埼玉県（県費教職員）
1	勤務時間	4週間を超えない期間につき1週当たり38時間45分	4週間を超えない期間につき1週当たり38時間45分
2	週休日及び勤務時間の割振り	日曜日及び土曜日は週休日 1日につき7時間45分の勤務時間を割り振る	日曜日及び土曜日は週休日 1日につき7時間45分の勤務時間を割り振る
3	週休日の振替	振替期間：8週間まで	振替期間：16週間まで
4	休憩時間	条例上45分規定で60分	条例上45分45分で運用
5	休日の代休日、代休日の指定	割り振られた勤務時間の全部を命じられた場合 振替期間：8週間後まで	割り振られた勤務時間の全部又は一部を命じられた場合 振替期間：16週間後まで
6	年次有給休暇	取得単位1日、1時間、15分	取得単位1日、半日、1時間
7	特定病気休暇	異なる疾病でも通算して90日まで 取得単位：1日、1時間、1分	明らかに異なる疾病により治療する場合は、90日を超えて取得可能 取得単位：1日、1時間
8	出産休暇	加算期間：1週間	加算期間：2週間
9	通算休暇	妊娠23週までは4週間に1回 妊娠24週から35週までは2週間に1回 妊娠36週から出産までは1週間に1回産後1年ではその間1回	妊娠23週までは4週間に1回 妊娠24週から35週までは2週間に1回 妊娠36週から出産までは1週間に1回産後1年ではその間1回
10	通勤緩和休暇	1日に1時間の範囲	1日に1時間の範囲
11	妊娠障害休暇	連続する2週間	14日の範囲内（1日単位の分割可）産前休暇につながる場合は週休日を含める
12	育児休暇	1日2回午前、午後各30分 （1回60分でも可）取得単位：30分	1日2回1日を通じて90分 取得単位：30分、45分60分
13	子育て休暇	中学校就学前の子 里子は対象外 5日（2人以上10日） 疾病等の世話、予防接種・健康診断の付添のみ対象	義務教育終了前の子も対象 7日（2人以上10日） 後遺障害の機能回復訓練介助 学校等の行事への参加緊急時学校からの引き渡しも対象
14	家族看護休暇	規定なし	3日の範囲内 対象：配偶者、父母、子（義務教育終了前の子を除く）、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹
15	短期介護休暇	5日配偶者の祖父母も対象	5日配偶者の祖父母は対象外
16	生理休暇	3日の範囲内でその都度	3日の範囲内でその都度
17	忌引休暇	子 血族5日 伯叔父母 姻族1日 遠隔地加算：片道4時間～8時間 1日 片道8時間以上 2日	子 血族7日 伯叔父母 姻族対象外 遠隔地加算：往復に要する実日数
18	追悼休暇	遠隔地加算：片道4時間～8時間 1日 片道8時間以上 2日	遠隔地加算：往復に要する実日数
19	夏季休暇	7月から9月の期間内 5日 ※特例で、6月～10月の範囲内で変更可	6月～9月の期間内 5日
20	感染予防休暇	その都度必要とされる期間	その都度必要とされる期間
21	天災及び交通機関の事故に係る休暇	その都度必要とされる期間	その都度必要とされる期間
22	災害休暇	職員の現住居の滅失又は破壊の場合のみ対象 ※雇用により対応可	職員の現住居の滅失又は破壊の場合のほか、「著しく不足している生活に必要な水・食料等を確保する場合」や「配偶者等（単身赴任手当該当）の現住居が破壊等の場合の復旧作業」も対象
23	結婚休暇	連続する8日（週休日を除く） 結婚の1か月後まで	連続する7日（週休日を除く） 結婚の1か月後まで （雇用）職務繁忙など合理的理由の場合、結婚の日の後最初の長期休業中に付与可能
24	出産補助休暇	5日出産の日後3週間まで	3日出産の日後2週間まで
25	育児参加休暇	5日	5日
26	ドナー休暇	配偶者、父母、子及び兄弟姉妹への骨髄等の提供も対象	骨髄等の提供相手に関する除外規定なし
27	献血休暇	庁舎内において献血協力する場合（職務専念義務免除）	勤務先または勤務先の所在する市町村において献血協力する場合
28	選挙権行使	その都度必要とされる期間	その都度必要とされる期間
29	官公署等への出頭休暇	「職務に関し」という規定なし	「職務に関し」出頭する場合に限り承認 裁判員として出頭する場合は、職務免該当
30	ボランティア休暇	5日	5日
31	介護休暇	2週間以上こわたり日常生活に支障がある者を介護する場合 連続する6月（3月延長可）配偶者の祖父母も対象	1週間以上こわたり日常生活に支障がある者を介護する場合 連続する6月（2分割可）配偶者の祖父母は対象外
32	組合休暇	20日付与	30日付与
33	永年勤続職員の職専免	付与日数 勤続10年目 1日 勤続20年目 2日 勤続30年目 3日 有効期間 勤続10年、20年、30年に達した年度の翌々年度の4月から3月31日までの1年間 ※事情により1年間延長を認める	付与日数 勤続10年目 2日 勤続20年目 3日 勤続30年目 5日 有効期間 勤続10年、20年、30年に達した年度の翌々年度の4月から3月31日までの1年間 ※事情により1年間延長を認める

●給与について

No.	項目	さいたま市	埼玉県(教職員)
1	給与表	・規定なし ・規定なし ・医療職給与表 ・規定なし	・教育職給与表(1) ・教育職給与表(2) ・学校栄養職給与表 ・事務職給与表
2	給与の調整額	規定なし	特別支援学校、特別支援学級従事者 調整基本額×1.0
3	教職調整額	規定なし	給料月額×4/100
4	扶養手当	配偶者13,500円 配なし12,000円 分割扶養 認めていない	配偶者13,000円 配なし11,000円 分割扶養 認めている
5	地域手当	支給割合 12%	支給割合 8%
6	通勤手当	・支給限度額 5,500円 ・新幹線等 原則認めていない ・交通用具の使用距離区分5km加算	・支給限度額 75,000円 ・新幹線等 認めている ・交通用具の使用距離区分1km加算
7	住居手当	差異なし	差異なし
8	管理職手当	規定なし	・教育職給与表(1) 校長77,400円 教頭56,200円 ・教育職給与表(2) 校長73,500円 教頭53,000円
9	単身赴任手当	差異なし	差異なし
10	特殊勤務手当	規定なし	・教育特殊業務手当 ・教育業務専任指導手当
11	へき地手当・へき地に準ずる手当	規定なし	交通条件の自然的・経済的・文化的諸条件に恵まれない地域に所在する学校に勤務する場合
12	時間外勤務手当	差異なし	差異なし
13	休日勤務手当	休日に勤務を命じられた職員に、その勤務した時間に対して支給	規定なし
14	管理職員特別勤務手当	規定なし	・教育職給与表(1) 校長8,000円 教頭4,000円 ・教育職給与表(2) 校長6,000円 教頭4,000円
15	日直手当・宿直手当	危機管理や病院において宿直勤務に従事した場合	正規の勤務時間外又は学校職員の休日等に宿直業務に従事した場合
16	期末手当	差異なし	差異なし
17	勤勉手当	成績率あり	成績率なし
18	定時制・通信制手当	規定なし	定時制課程の高校に勤務する教職員に支給
19	産業教育手当	規定なし	農業又は工業の課程の高校に勤務する教職員に支給
20	義務教育諸学校特別手当	規定なし	義務教育諸学校等に勤務する教職員に支給
21	退職手当	定年前早期退職の特例・50歳から・1年につき2%	定年前早期退職の特例・45歳から・1年につき3%

●旅費について

No.	項目	さいたま市	埼玉県(教職員)
1	日当	行程100km以上3,000円 ※目的地内巡回が無い場合は1,700円となる	県外で行程200km以上2,400円
2	宿泊料	一夜 15,000円	一夜 13,100円
3	旅行雑費	一日 200円 市内、隣接する市及び伊奈町以外に旅行の場合	一日 200円 勤務公署から直線で4km以上
4	移轉料(赴任旅費)	支給対象 市の要請で職員になった者 医師及び転任の場合	支給対象 全職員 採用・転任の場合
5	特業出張	規定なし	週休日等の出張(勤務日以外の部活動の公式戦等)
6	(教員分)貸切バス代有料道路代駐車場代	予算費目 使用料	予算費目 旅費
7	自家用自動車公務使用	規定なし 原則、認めない ※車賃の額 1キロメートルにつき37円	登録・承認を受けた場合に限り使用可 ※自家用車の車賃の額1キロメートルにつき18円
8	計算方法	・直行・直帰・直行直帰 勤務公署～目的地を限度として比較し、安価な金額を支給	直行・直帰・直行直帰 勤務公署～目的地との比較は行わない

●福利厚生について

No.	項目	さいたま市	埼玉県(教職員)
1	共済組合	埼玉県市町村職員共済組合	公立学校共済組合埼玉支部
2	互助会	さいたま市職員互助会	埼玉県教職員互助会
4	共済組合被扶養者認定	扶養手当が支給されている者は、被扶養者として認定される	扶養手当が支給されている者は、被扶養者として認定される
5	マイリフレッシュ(県教委・県共済組合・県互助会事業)	該当なし	共済組合員は対象 →共済組合員でなくても臨時的任用職員も対象
6	ライフサポート保険	該当なし	加入者の保険料を給与控除
7	ライフセミナー(退職者向け)	共済関係に係る退職者向け説明会を開催 退職制度等については、人事給与担当課で開催	県教委・県共済組合・県互助会の共催のため、退職手当や控除金額等の説明を含め一日開催